

# 守山市教育委員会会議録

令和6年第3回定例会  
(令和6年3月21日)

守山市教育委員会

令和6年第3回守山市教育委員会（定例会）会議録

○ 日 時 令和6年3月21日（木）  
開会時刻 午後1時45分  
閉会時刻 午後2時50分

○ 場 所 守山市役所2階 防災大会議室B

○ 出席委員等 教育長 向坂正佳  
委員 福田正悟 委員 吉田郁雄  
委員 里内 緑 委員 高倉直子

○ 説明員  
教育部長 飯島秀子 教育部理事 筈井 亨  
教育部次長 川上かよ子 教育部次長 池田 あづさ  
教育総務課長 西藤安彦 学校教育課長 地石 玲子  
保育幼稚園課長 遠山純一 保育幼稚園課幼保指導担当課長 吉澤 有里  
社会教育・文化振興課長 横山勇一 文化財保護課長 池内 秀明  
図書館長 松本孝子 教育研究所長 脇阪 久徳

<p>教育長</p>	<p style="text-align: right;">(開会：午後1時45分)</p> <p>只今、定足数に達しておりますから、これより令和6年第3回教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1、令和6年第2回教育委員会定例会会議録の承認について、ご意見等はありませんか。</p> <p>それでは、ご意見がございませんので、令和6年第2回教育委員会定例会の会議録は、異議がないものとして承認いたします。</p> <p>次に、日程第2、教育長の業務報告を致します。</p> <p>会議資料の2ページをご覧ください。</p> <p style="text-align: center;"><b>【教育長 業務報告】</b></p>
<p>教育長</p>	<p>只今の業務報告につきまして、ご質問等ございませんか。</p>
<p>里内委員</p>	<p>3月20日の子ども会連合会後期総会において、PTAは運営面で話題になっていますが、子ども会ではいかがでしたか。</p>
<p>社会教育・文化 振興課長</p>	<p>総会では質問等はありませんでしたが、当課に相談という形でのお問合せは1件ありました。</p> <p>各子ども会には、子どものためにできる限り、続けて欲しいという声かけをしております。</p>
<p>教育長</p>	<p>他にございませんか。</p> <p>ないようでありますので、これで教育長の業務報告を終わります。</p> <p>これより、日程第3、審議事項に入ります。</p> <p>それでは、まず議第8号「令和6年度守山市教育基本方針の策定について」の件を議題と致します。</p> <p>議件について、教育総務課長から提出議案の説明を求めます。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p style="text-align: center;"><b>【教育総務課長が資料により説明】</b></p>
<p>教育長</p>	<p>只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。</p> <p>よろしいでしょうか。無いようでありますので、これで質疑を終わり</p>

各委員	採決致します。 お諮りします。それでは、議第 8 号については、原案のとおり議決することにご異議ございませんか。
教育長	【異議なしの声あり】  ご異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり議決することに決しました。 次に、議第 9 号「令和 6 年度(2024 年度)守山市人権・同和教育基本方針の策定について」の件を議題と致します。 議件について、学校教育課長から提出議案の説明を求めます。
学校教育課長	【学校教育課長が資料により説明】  只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。 それでは、無いようでありますので、これで質疑を終わり採決致します。 お諮りします。それでは、議第 9 号については、原案のとおり議決することにご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声あり】  ご異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり議決することに決しました。 次に、議第 10 号「守山市育英奨学条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の件を議題と致します。 議件について、学校教育課長から提出議案の説明を求めます。
教育長	【学校教育課長が資料により説明】  只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。 無いようでありますので、これで質疑を終わり採決致します。 お諮りします。議第 10 号については、原案のとおり議決することにご異議ございませんか。
学校教育課長	【学校教育課長が資料により説明】  只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。 無いようでありますので、これで質疑を終わり採決致します。 お諮りします。議第 10 号については、原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

各委員	<b>【異議なしの声あり】</b>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり議決することに決しました。</p> <p>次に、議第 11 号「守山市就学支援委員会規則の一部を改正する規則の制定について」の件を議題と致します。</p> <p>議件について、学校教育課長から提出議案の説明を求めます。</p>
学校教育課長	<b>【学校教育課長が資料により説明】</b>
教育長	<p>只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。</p> <p>無いようでありますので、これで質疑を終わり採決致します。</p> <p>お諮りします。議第 11 号については、原案のとおり議決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<b>【異議なしの声あり】</b>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり議決することに決しました。</p> <p>次に、議第 12 号「守山市教育支援センターの管理および運営に関する規則の制定について」の件を議題と致します。</p> <p>議件について、教育研究所長補佐から提出議案の説明を求めます。</p>
教育研究所長補佐	<b>【教育研究所長補佐が資料により説明】</b>
教育長	<p>只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。</p>
高倉委員	<p>議案説明書の 5 ページ 1 項（5）の「児童生徒支援の通室にかかる経費の負担およびその他の事項については、保護者の責任とする」というのは、バスで通う場合は、保護者が運賃を全額負担するということですか。</p>
教育研究所長補佐	<p>現状は小学生につきましては保護者の送り迎え、中学生につきましては、ほぼ自転車で通室いただいておりますが、もしバス等ということになれば、保護者の責任と負担ということにさせていただきたいと思っ</p>

<p>教育長</p>	<p>います。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>それでは、無いようでありますので、これで質疑を終わり採決致します。</p> <p>お諮りします。議第 12 号については、原案のとおり議決することにご異議ございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
<p>教育長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり議決することに決しました。</p> <p>これで審議事項を終ります。</p> <p>次に、日程第 4、報告事項に移ります。</p> <p>まず、「令和 6 年守山市議会 3 月定例会議教育委員会関係質疑質問の概要について」、時間の都合上、説明はいたしません、ご質問等ございませんか。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>5 ページのもりやま手当について、民間保育園・こども園に勤務する常勤の保育士に対し、1 年目は 10 万円、4 年目からは 5 年ごとに 2 万ずつ上昇し、最大 20 万円となっていますね。</p> <p>来年度より 1 年目の方に 10 万円手当がつくとなると、その前年度に入職された方との年収のバランスは取れるのですか。</p>
<p>保育幼稚園課長</p>	<p>基本的に 2 年目以降の職員につきましても、もりやま手当の対象となり、3 年目までの職員は年額 10 万円給料にプラスされますので、全職員がこの恩恵を受けられるように考えております。</p> <p>元々、給料は市独自で 2.5% の処遇改善はありましたが、金額が明細を見た時に分かりにくいということもありましたので、単価方式で表すようにしました。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>これとは別に賃上げがあるということですか。</p>
<p>保育幼稚園課長</p>	<p>市独自の手当として、賃上げとは別に財源確保されています。</p>

吉田委員	新卒だけではなく、子育てのため一度退職した保育士の志望者が増えると期待したいです。
保育幼稚園課長	職場環境や処遇の改善により、守山に勤めたらメリットがあるということで、多くの保育士にぜひ来ていただきたいと考えています。
里内委員	もりやま手当は民間の保育園・こども園に勤務する常勤の保育士が対象ですが、公立の保育士との給料の差はどうなりますか。
保育幼稚園課長	公立保育士は、我々と同じく地方公務員ですので、給料は俸給に基づいて支給されております。民間園とは給料体系が違いますので、給料の違いを一概には申し上げることはできませんが、民間園につきましても、処遇の改善を図り公民共に質の良いサービスができるよう検討していきたいです。
吉田委員	この手当は時限的なものですか、恒久的ですか。
保育幼稚園課長	もりやま手当は恒久で考えております。
里内委員	13 ページの二上議員の教育環境における負担軽減に向けてのさらなる支援拡充についてという質問に対して、経済的な不安を抱える世帯の子どもも通える放課後の居場所づくりや学習支援を拡充するという答弁をされていますが、今現在、放課後の居場所づくりや学習支援は誰がどういった場所でされていますか。拡充というのは場所を増やしていくということなのか、教えていただきたい。
教育部次長	今現在、一般社団法人 Atlas という団体が、週 1 回月曜日の夜、浮気町の民家を借りて約 2 時間程度、学習支援事業をされています。拡充というのは、来年度は週 2 回に開催日数を増やして子どもを受け入れるということを考えております。
高倉委員	20 ページの小牧議員の質問にある子どもの戸惑いという言葉について、今までの会議等で聞いたことがありませんが、なぜこの言葉が選ばれたのかを教えてください。

<p>教育部長</p>	<p>こちらは小牧議員が質問で使われた言葉です。子どもの戸惑いを解決する教育について質問をされたのに対して、私どもが困り感を解決して参りたいと答弁したものです。</p>
<p>高倉委員</p>	<p>守山小学校での不祥事に関連して、実際、今後この様な事案が起きた時に、私たち教育委員にはどういうタイミングで知らされて、どのような対応をすればいいのか教えていただきたい。</p>
<p>教育部長</p>	<p>まず、この答弁の中にもありますように当該事案に対して報告書を出させていただきました。</p> <p>不適切な事務処理の発生防止の対応のうち、「初動対応に係る認識の徹底」「閉じた場での判断をしないという意識改革」につきまして、当該事案は、教育委員の方、市長部局および議会にも報告できていませんでしたので、速やかに報告する意識づけをするということになります。具体には、市長や副市長と毎週行う三役懇談会の中で、懸案事項を確実に情報共有し、県教委や教育委員の方等へも速やかに報告し、今まで以上に協議を行い、適切な対応につなげます。教育委員の方様には速やかに適時適切に報告させていただいて、ご意見を伺って時期を逸しないように対応させていただくということをしつかりと意識づけていきたいと思っております。何かお気づきのことがあれば忌憚の無いご意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>福田委員</p>	<p>事案については、ある程度マニュアル化したほうが教育委員も動きやがとれ、今後の再発防止策にもなるので必要だと思います。</p> <p>また、不登校に対していろんな施策が打ち出されていますけれども、結果を集計して改善していくという方向になっているのか教えていただきたい。</p>
<p>教育部長</p>	<p>1点目のマニュアル化について、上田議員からも、組織として対応できていないのは問題ではないかというご質問をいただいています。</p> <p>県教委に報告する基準は、教職員等が災害等で死傷する事故や重大な非行があった場合には速やかに報告することになっています。重大な非行かどうかということにつきましては、県教委の非行の処分基準に基づいて担当と教育長と協議のうえ報告します。</p> <p>ただし、今回の守山中学校事案の様に県教委に報告する非行ではなく</p>



	<p>とも、重要な事案は私どもで遺漏ないように判断し、報告したいと思っています。</p> <p>2点目の不登校が改善されているかどうかについて、令和5年度の数値が出ていないのですが、一定増加傾向にあります。今後実態を把握する中で対策に取り組んでまいりたいと思います。</p>
里内委員	<p>上田議員の預かり保育料について、私立幼稚園でも預かり保育は実施されているのですか。</p>
保育幼稚園課長	<p>預かり保育は民間においても、こども園の短時部で幼稚園と同じ時間帯で行われており、市内で4園実施されています。</p>
吉田委員	<p>女性の社会進出に伴い共働き世帯が増え、小中学生は授業が終わって家に帰っても誰もいないということが増えてきた。守山市でも授業後に子どもをある一定の時間を預かるという体制づくりをしっかりとしていないといけない。</p>
教育長	<p>基本的に児童は午後4時頃まで学校におりまして、その後は登録されている児童は児童クラブに行き、保護者の迎えがあるまで過ごします。高学年になると児童クラブには行かず、自分で下校します。</p> <p>ただ、ニーズが大分変わってきていますので、そこをどう考えるかという問題はあるでしょうし、教員の働き方改革も含めると、大きな課題でもあります。</p>
吉田委員	<p>教職員ではなく児童預かり専門の会社への委託や提携していくのが望ましいですね。</p>
教育長	<p>ご意見として承っておきます。</p>
福田委員	<p>今江議員の答弁で職員の職場環境の改善について、教職員も確かに大変ですが、管理職がそれを補い超過勤務も出ている中で、メンタルヘルスの対策について、管理職が日常的に教職員の病状を観察するとなると、管理職に負荷がかかるのではないのでしょうか。</p> <p>また、パワーハラスメントの相談窓口が教育委員会等にあると書いていますが、その具体的な内容を教えていただきたい。</p>

<p>学校教育課長</p>	<p>学校から長時間労働に関する報告を毎月受けていますが、特に多いのは教頭というのが現状です。</p> <p>その中で、教頭の仕事を少しでも減らすために、教育委員会では今年度からできる限り書類をファイルサーバー上で簡単に収受できるように改善する等しております。来年度以降につきましても、教頭や校長の意見を聞きながら、改善していきたいと思っています。</p> <p>次に、ハラスメントをはじめとする悩みごとの相談ということですが、実際に学校でハラスメントを受けたという相談につきましても、具体的には1件聞いておりました、それに対しましては、学校教育課長である私が窓口になり、学校と本人の意見を聞き取り、現在は改善に向けて話を進められています。</p>
<p>福田委員</p>	<p>教頭先生の数を増やすことはできないのですか。私は学校医も産業医もやっていますが、他の先生は休暇がとれますが教頭は休暇がとれずに疲弊されています。</p> <p>副校長や教頭先生を2人配置することはできないのですか。</p>
<p>教育長</p>	<p>教頭は定数が決まっております、大規模校で児童数や教職員の多いところに限って、何年も要望してやっと配置していただけるため、ご意見として伺っておきます。教頭が相談できる相手は校長しかいないので、校内で抱え込んでいただかないように教育委員会事務局から今後もフォローをしていきたいです。</p>
<p>高倉委員</p>	<p>生徒へのメタバース保健室について、今どこの学校でどのようにして使われていて、教職員がどのように関わっているのかを教えてください。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>メタバース保健室というのは、具体的には立命館高校で使っているということを聞いています。守山市内の小学校ではこれを活用しているところはありません。</p> <p>教職員につきましても、このメタバース保健室を使つての相談は今のところは実施しておりませんので、動向を注視しているところです。</p>
<p>高倉委員</p>	<p>立命館高校はいつから始められましたか。</p>

教育長	新聞によると今年ですね。保健室でも行きにくい生徒や顔を見られたくない生徒が自宅等からネットを介して保健の先生に相談すると、上手くいった例があったため、実施しておられるということです。
高倉委員	公立の学校でも実施可能ですか。
教育長	設備上はできると思いますが、現実はどちらかというと、気持ちが落ち着かない児童生徒は自分から保健室に来ることが多いです。
教育長	他にございませんか。 無いようですので、事務局から他に報告事項はありませんか。
事務局	ございません。
教育長	これで報告事項を終わります。 次に、日程第5、その他事項に移ります。 まず、「守山市男女共同参画審議会委員の推薦について」、教育総務課長から説明を求めます。
教育総務課長	<b>【教育総務課長が資料により説明】</b>
教育長	只今の件につきまして、先に通知がありましたので会議前に協議をいたしました。その結果、守山市男女共同参画審議会委員には、里内委員にお願いすることになりましたことを報告いたします。 里内委員、どうぞよろしくお願いたします。 次に「寄付採納一覧について」、「教育委員会関係行事等について」および「教育委員会の日程等について」の説明は省略いたしますが、この件についてご質問等ございませんか。 事務局から、その他ありませんか。
事務局	ございません。
教育長	これで、その他事項を終わります。 これをもちまして、本日の議事日程は全て終了致しました。

	<p>それでは、次回、令和6年第4回、守山市教育委員会定例会は、4月23日(火)午後1時30分から守山市役所2階防災会議室にて開催しますので、委員の皆様、よろしくお願い致します。</p>
--	---

[閉会 午後2時50分]